令和７年度

県立大宮光陵高等学校

いじめの防止基本方針

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第１　いじめの未然防止のための取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２　いじめの早期発見への取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第３　いじめ問題に向けての校内組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第４　インターネットを通じて行われるいじめ対策・・・・・・・・・・・・・・・・３

第５　いじめ発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第６　いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について　・５

はじめに

県立大宮光陵高等学校は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第１　いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導部、学年、各教科並で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

（１）教職員全員がいじめに対する意識や理解を共有する機会づくり
（２）生徒たちやＨＲの実態把握
（３）自己有用感をもてる授業や行事のとりくみ
（４）教職員による法やガイドラインの理解の促進

第２　いじめの早期発見への取組

本校では、「自立」「協調」「創造」の校訓に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍でできる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

（１）生徒指導部を中心に
「生徒対象いじめアンケート調査」を年３回（7月、１２月、３月）実施。
（２）休み時間、昼休み、放課後などあらゆる生徒との接触の機会に、教職員が生徒たちの様子に目を配り、人間関係がどうであるか、気になる生徒はいないかの情報交換を学年会、生徒指導部会、企画委員会などでおこなう。
（３）教育相談係を中心に生徒の相談窓口となる教育相談体制をさらに整備する。

第３　いじめ問題に向けての校内組織

学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。また、いじめやいじめによる重大事態が発生した際に適切な対応ができるよう、平時からすべての教職員が法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解するよう学校をあげて取り組んでいく。

（１）学年会・生徒指導部会・企画委員会

生徒情報について、定期的に生徒情報交換を行う。

（２）いじめ防止委員会

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校ではいじめ防止委員会を設置する。

【構成員】

通常は生徒指導委員会メンバーを構成員とし、個々の事案により、学級担任、養護教諭、部活動の顧問等を加えるものとする。また、必要に応じて、心理、福祉、法律、医療の専門家等の参加を要請する。

【活動内容】

・いじめ防止のための年間計画の詳細策定
・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
・職員研修の企画、実施
・生徒指導部が実施したアンケートの分析

【開催】年３回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

第４　インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図るとともに保護者と緊密に連携・協力して、双方で指導をおこなえるようにする。

（１）保護者に対して入学説明会、保護者会などで未然防止の観点、早期発見観点からトラブルやいじめの深刻さ、生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく学校へ相談をするよう伝える。

（２）生徒へはあらゆる機会を利用して、ネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理をふまえた指導をする。

（３）関係機関と連携してネット上の書き込みや画像等への対応をする。同時にネット上のいじめにも早期に対応する。

第５　いじめ発生時の対応

本校において、いじめの兆候が見られたとき、いじめが発見されたときは、速やかに以下の対応をとる。

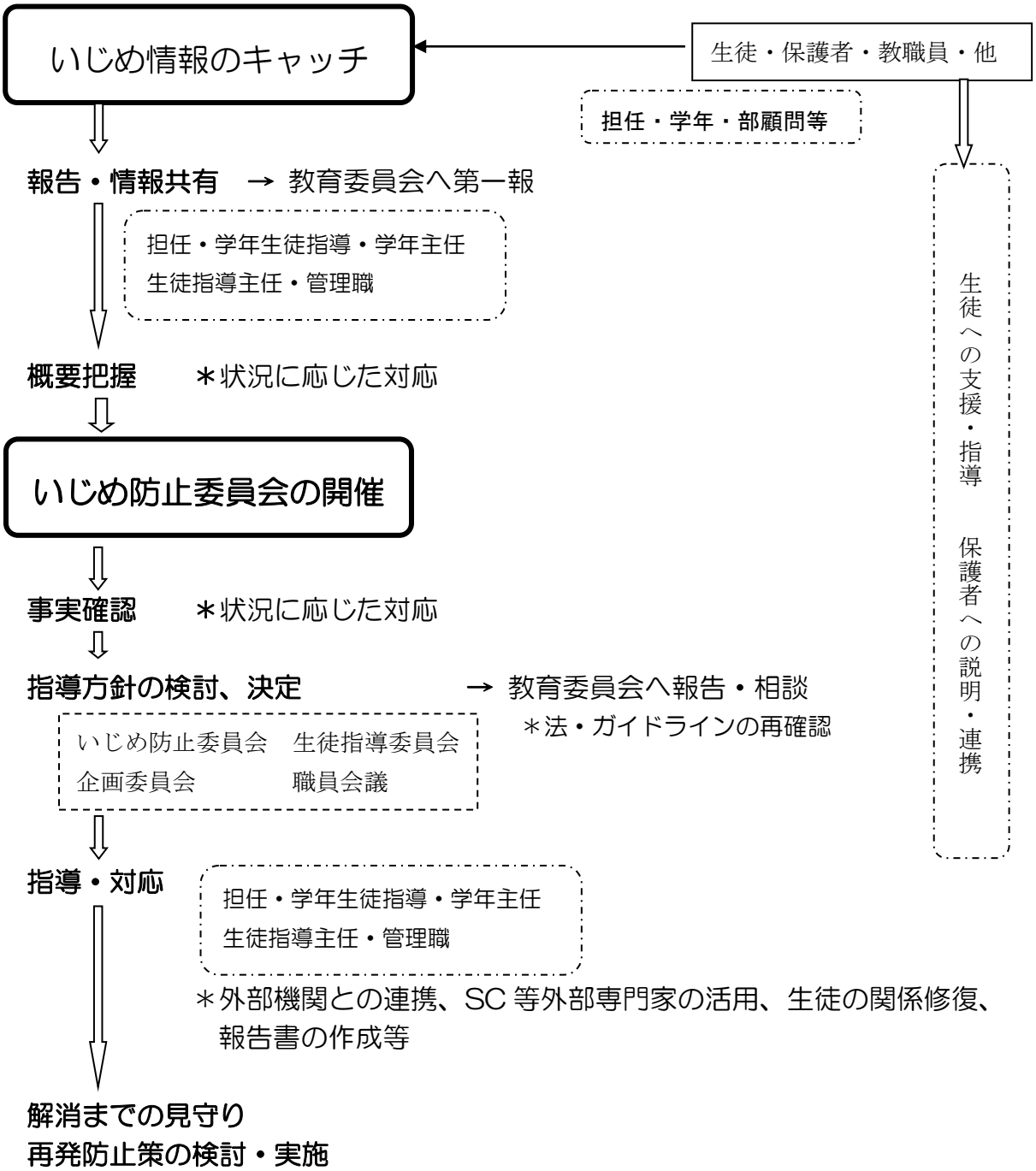

第６　いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について

１　重大事態の意味について（「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」より）

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒（児童生徒）の状況に至る要因が当該生徒（児童生徒）に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒（児童生徒）の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒（児童生徒）が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒（児童生徒）が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒（児童生徒）や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

２　本校での対応

「重大事態」を全職員が理解し、いじめ防止委員会のもとで調査を実施する。調査結果については、ガイドライン等に基づき保護者に対して適切に提供する。

また、調査結果に基づき、速やかに対策を講じ、全職員で再発防止に努める。

３　関連リンク

- 埼玉県いじめの防止等のための 基本的な方針
  https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/24526/612720.pdf

- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン － 文部科学省
  https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf